



セーフティネット保証制度 をご存知ですか？



現在、国の経済対策の一環として、業績が悪化し経営の安定に支障をきたしている中小企業者を対象としたセーフティネット保証制度が実施されています。

この保証制度を利用するためには、下記の認定要件を満たしている市の商工課が発行する認定書が必要となります。その後、埼玉県信用保証協会の審査を受け承認された場合には、埼玉県や金融機関が実施するセーフティネット保証制度対応の融資を受けることができます。

認定要件

Point ① 経済産業大臣が指定した不況業種(781業種)を営んでいること。

Point ② 「申請月の前月以前3カ月分の平均売上高(または平均利益率)」が「前年同3カ月の平均売上高(または平均利益率)」と比較して、3%以上減少していること。



※不況業種は市ホームページで確認することができます。

※認定申請には複数の提出書類が必要ですので、事前に商工課へお問い合わせください。申請用紙は市ホームページからダウンロードできます。

問い合わせ…商工課金融係 ☎258-1110 内線2433・2436 FAX259-2622

「おもいやり駐車場制度」が1月4日からスタートします!

公共施設や店舗などさまざまな場所で多く見かける車いす使用者用駐車施設。障害のあるかたや介護の必要なかた、妊産婦や歩行が困難なかたのための駐車場ですが、健常者が駐車してしまうケースが見受けられます。この制度は、「おもいやり駐車場利用証」を交付することで、真に必要な人のための駐車スペースの確保を図る取り組みです。利用マナーの向上を目指し、市民のみなさまの「おもいやり」により成り立っています。みなさまが安全で安心して暮らせるまちづくりにご理解とご協力をお願いします。



おもいやり駐車場の利用対象者

①身体障害者②精神障害者③知的障害者④要介護2以上のかた⑤小児慢性特定疾患のうち色素性乾皮症のかた⑥妊産婦のかたのいずれかに該当し、別に定める交付基準を満たすかた。(詳しくは問い合わせ、または市ホームページをご覧ください。)

利用証の申請・交付

12月14日(月)から市役所第二庁舎3階、都市計画課で申請受付・交付します。
※市内在住者でなくても申請できます。

利用できる駐車場

公共施設はもちろん商業施設、病院、銀行など市と協定を締結した施設の駐車場でご利用いただけます。(おもいやり駐車場の看板が表示されています。)



一般に市販されている国際シンボルマーク(左の車いすのマーク)は、おもいやり駐車場の利用証とはなりませんのでご注意ください。

問い合わせ…都市計画課 ☎258-1221 FAX258-4753



看板



利用証



おもいやり駐車場の例